

広 報



No.107号

'77
8月号

■発行 / 鹿部村 ■編集 / 企画課 ■制作 / 札幌ほくしん

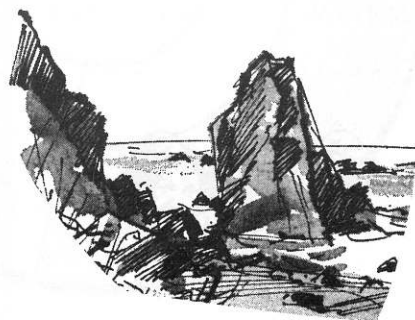


コンブとり はじまる

今年のコンブとりは、7月20日解禁され、22日から出漁しました。

今年は例年よりコンブがあると期待されています。

好天にめぐまれた盛漁を祈願するものです。



国民年金制度は、昨年、給付水準の引上げ等の大幅改善を行いました。その後における社会経済情勢の変動に適切に対応するため今年度においても、福祉年金の内容を更に充実させるとともに、拠出年金についても、物価上昇に対処した改善を図ることとして次のように改正されました。

一、拠出年金の給付額が、スライドの実施により「七月」から九月・四パーセント引上げられました。

二、福祉年金の給付額が、次表のとおり「八月」から引上げられました。

三、福祉年金の支払期日が、本年十月から四月、八月及び十二月になります。

改正 されました

福祉年金の 支払期月が 変更されます。

福祉年金の支払期月は、今まで一月、五月、九月とされていましたが、益や暮などに間に合うよう、四月、八月、十二月に変更することになり、今年の十二月の支払分から実施されることになりました。

また、十二月の支払分については、十一月から支払を受けることができるほか、支払の開始日についても、今までは六日とされていましたが、今後は十一日に変更される見込みです。

それぞれの支払期月に支払われる年金は、次の表のとおりとなります。

なお、この変更は、今年の十二月（十一月）支払分から実施されることとなりますので、今年の九月支払分については、今までと同様、九月六日以降に受け取っていただくことになりました。

また、変更された最初の支払期月である今年の十二月（十一月）支払分については、九月において八月分までの年金を支払うこととなっておりますので、九月、十月、十一月の三ヵ月分の○を支払うこととなります。

福祉年金 (52年8月から)

| 生 金 種 別 等 | | 改 正 前 | 改 正 後 |
|-------------------------|--------------------------|------------------------------------|-----------------------------|
| 老 齢 福 祉 年 金 | | 162,000円 (月額 13,500円) | 180,000円 (月額 15,000円) |
| 障 害 福 祉 年 金 | 1 級 | 243,600円 (月額 20,300円) | 270,000円 (月額 22,500円) |
| | 2 級 | 162,000円 (月額 13,500円) | 180,000円 (月額 15,000円) |
| 母 子 準 母 子 福 祉 年 金 | 子 等 | 211,200円 (月額 17,600円) | 234,000円 (月額 19,500円) |
| | 子 等 | 235,200円 (月額 19,600円) | 258,000円 (月額 21,500円) |
| | 2 人 子 等 人 上 以 上 | 子等が3人以上の場合は3人目から1人4,800円(月額400円)加算 | 同 左 |

| 八 月 | 四 月 | 十 二 月 | 支 払 期 月 |
|----------|-----------|-----------|---------------|
| 四・五・六・七月 | 十二・一・二・三月 | 八・九・十・十一月 | 支 払 わ れ る 月 分 |
| 八月十一日 | 四月十一日 | 十月十一日 | 支 払 開 始 日 |

| | | |
|--------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| M45. 2. 2 45. 2. 1 10年9月 | M45. 2. 2 45. 3. 1 10年10月 | M45. 3. 2 45. 4. 1 10年11月 |
| 277,000 | 277,900 | 278,800 |
| T 2. 1. 2 2. 2. 1 11年9月 | T 2. 2. 2 2. 3. 1 11年10月 | T 2. 3. 2 2. 4. 1 11年11月 |
| 287,500 | 288,400 | 289,300 |
| T 3. 1. 2 3. 2. 1 12年9月 | T 3. 2. 2 3. 3. 1 12年10月 | T 3. 3. 2 3. 4. 1 12年11月 |
| 298,000 | 298,900 | 299,800 |
| T 4. 1. 2 4. 2. 1 13年9月 | T 4. 2. 2 4. 3. 1 13年10月 | T 4. 3. 2 4. 4. 1 13年11月 |
| 308,500 | 309,400 | 310,300 |
| T 5. 1. 2 5. 2. 1 14年9月 | T 5. 2. 2 5. 3. 1 14年10月 | T 5. 3. 2 5. 4. 1 14年11月 |
| 319,000 | 319,900 | 320,800 |
| T 6. 1. 2 6. 2. 1 15年9月 | T 6. 2. 2 6. 3. 1 15年10月 | T 6. 3. 2 6. 4. 1 15年11月 |
| 329,500 | 330,400 | 331,300 |
| T 7. 1. 2 7. 2. 1 16年9月 | T 7. 2. 2 7. 3. 1 16年10月 | T 7. 3. 2 7. 4. 1 16年11月 |
| 340,000 | 340,900 | 341,800 |

計算方法

三三三、九〇〇円×〇・五八
(六十五歳時支給)
一一九三、七〇〇円
(六十歳時支給)

例一 大正六年六月十五日生の方が六十五歳になると受ける年金額は、三十三万三千九百円となります。
例二 例一の場合で六十歳で繰上請求した場合、左記の表の率で支給されます。

繰上げ支給を請求する時支給される
の年齢 老 齢 年 金 の 率

- 六〇歳以上〜六一歳未満 ○・五八
- 六一歳以上〜六二歳未満 ○・六五
- 六二歳以上〜六三歳未満 ○・七二
- 六三歳以上〜六四歳未満 ○・八〇
- 六四歳以上〜六五歳未満 ○・八九



国民年金制度が

物価スライドに

より年金額が

改定されます

今年の年金額の物価スライドによる改定は、厚生年金保険・船員保険については五ヶ月繰り上げて六月から、国民年金については六ヶ月繰り上げて七月からそれぞれ実施されることになりました。

年金額のスライドによる改定とは、年度平均の全国消費者物価指数が、前年度の物価指数の百分の九十五を下回るに至った場合に、その比率を基準として翌年度の十一月（国民年金については一月）から年金の額を改めるといふものです。

(3) 今年の物価スライドにより引き上げられる率は、従前の年金額の九・四％です。ただし、遺族年金額と遺族年金の寡婦加算額は、引上げの対象となりません。なお、五十円未満切捨て五十円以上百円未満は切上げとなりますので、かならずしも九・四％増にならない場合があります。

この年金額改定通知書は、厚生年金保険・船員保険については七月下旬、国民年金については八月下旬に社会保険庁業務課から受給者あて発送する予定です。

厚生年金保険・船員保険の八月の定期支払月に支払われる額は、従前の年金額の一カ月分（五ヶ月分）と改定後の年金額の一カ月分（六ヶ月分と七月分）とを合算した額となります。

なお、通算老齢年金・通算遺族年金の定期支払月は六月と十二月です。改定後の六カ月分（六ヶ月分）が十二月に支払われます。

国民年金、九月の定期支払月に支払われる額は、従前の年金額の一カ月分（六月分）と改定後の年金額の一カ月分（七月分と八月分）とを合算した額となります。

なお、国民年金の通算老齢年金についても、定期支払月は六月と十二月です。従前の年金額の一カ月分（六月分）と改定後の年金額の一カ月分（七月分と八月分）とを合算した額が十二月に支払われます。

老 齡 年 金 額 表

(1,300×納×1,094) + {500(300-額)×納×1,094}

| | | | | | | | | | |
|-------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------------|
| 生年月日 | M39. 4. 2 44. 5. 1 | M44. 5. 2 44. 6. 1 | M44. 6. 2 44. 7. 1 | M44. 7. 2 44. 8. 1 | M44. 8. 2 44. 9. 6 | M44. 9. 2 44. 10. 1 | M44. 11. 2 44. 11. 1 | M44. 12. 2 44. 12. 1 | M45. 1. 1 45. 1. 1 |
| 納付済期間 | 10年0月 | 10年1月 | 10年2月 | 10年3月 | 10年4月 | 10年5月 | 10年6月 | 10年7月 | 10年8月 |
| 年金額 | 269,100 | 270,000 | 270,900 | 271,700 | 272,600 | 273,500 | 274,400 | 275,300 | 276,100 |
| 生年月日 | M45. 4. 2 45. 5. 1 | M45. 5. 2 45. 6. 1 | M45. 6. 2 45. 7. 1 | M45. 7. 2 0. 8. 1 | T 0. 8. 2 0. 9. 1 | T 0. 9. 2 0. 10. 1 | T 0. 10. 2 0. 11. 1 | T 0. 11. 2 0. 12. 1 | T 0. 12. 2 2. 1. 1 |
| 納付済期間 | 11年0月 | 10年1月 | 11年2月 | 11年3月 | 11年4月 | 11年5月 | 11年6月 | 11年7月 | 11年8月 |
| 年金額 | 279,600 | 280,500 | 281,400 | 282,300 | 283,100 | 284,000 | 284,900 | 285,800 | 286,600 |
| 生年月日 | T 2. 4. 2 2. 5. 1 | T 2. 5. 2 2. 6. 1 | T 2. 6. 2 2. 7. 1 | T 2. 7. 2 2. 8. 1 | T 2. 8. 2 2. 9. 1 | T 2. 9. 2 2. 10. 1 | T 2. 10. 2 2. 11. 1 | T 2. 11. 2 2. 12. 1 | T 2. 12. 2 3. 1. 1 |
| 納付済期間 | 12年0月 | 12年1月 | 12年2月 | 12年3月 | 12年4月 | 12年5月 | 12年6月 | 12年7月 | 12年8月 |
| 年金額 | 290,100 | 291,000 | 291,900 | 293,800 | 293,600 | 294,500 | 295,400 | 296,300 | 297,100 |
| 生年月日 | T 3. 4. 2 3. 5. 1 | T 3. 5. 2 3. 6. 1 | T 3. 6. 2 3. 7. 1 | T 3. 7. 2 3. 8. 1 | T 3. 8. 2 3. 9. 1 | T 3. 9. 2 3. 10. 1 | T 3. 10. 2 3. 11. 1 | T 3. 11. 2 3. 12. 1 | T 3. 12. 2 4. 1. 1 |
| 納付済期間 | 13年0月 | 13年1月 | 13年2月 | 13年3月 | 13年4月 | 13年5月 | 13年6月 | 13年7月 | 13年8月 |
| 年金額 | 300,600 | 301,500 | 302,400 | 303,300 | 304,100 | 305,000 | 305,900 | 306,800 | 307,600 |
| 生年月日 | T 4. 4. 2 4. 5. 1 | T 4. 5. 2 4. 6. 1 | T 4. 6. 2 4. 7. 1 | T 4. 7. 2 4. 8. 1 | T 4. 8. 2 4. 9. 1 | T 4. 9. 2 4. 10. 1 | T 4. 10. 2 4. 11. 1 | T 4. 11. 2 4. 12. 1 | T 4. 12. 2 5. 1. 1 |
| 納付済期間 | 14年0月 | 14年1月 | 14年2月 | 14年3月 | 14年4月 | 14年5月 | 14年6月 | 14年7月 | 14年8月 |
| 年金額 | 311,100 | 312,000 | 312,900 | 313,800 | 314,600 | 315,500 | 316,400 | 317,300 | 318,100 |
| 生年月日 | T 5. 4. 2 5. 5. 1 | T 5. 5. 2 5. 6. 1 | T 5. 6. 2 5. 7. 1 | T 5. 7. 2 5. 8. 1 | T 5. 8. 2 5. 9. 1 | T 5. 9. 2 5. 10. 1 | T 5. 10. 2 5. 11. 1 | T 5. 11. 2 5. 12. 1 | T 5. 12. 2 6. 1. 1 |
| 納付済期間 | 15年0月 | 15年1月 | 15年2月 | 15年3月 | 15年4月 | 15年5月 | 15年6月 | 15年7月 | 15年8月 |
| 年金額 | 321,600 | 322,500 | 323,400 | 324,300 | 325,100 | 326,000 | 326,900 | 327,800 | 328,600 |
| 生年月日 | T 6. 4. 2 6. 5. 1 | T 6. 5. 2 6. 6. 1 | T 6. 6. 2 6. 7. 1 | T 6. 7. 2 6. 8. 1 | T 6. 8. 2 6. 9. 1 | T 6. 9. 2 6. 10. 1 | T 6. 10. 2 6. 11. 1 | T 6. 11. 2 6. 12. 1 | T 6. 12. 2 7. 1. 1 |
| 納付済期間 | 16年0月 | 16年1月 | 16年2月 | 16年3月 | 16年4月 | 16年5月 | 16年6月 | 16年7月 | 16年8月 |
| 年金額 | 332,100 | 333,000 | 333,900 | 334,800 | 335,600 | 336,500 | 337,400 | 338,300 | 339,100 |

例

街を自然を美しく

吸いがらの投げ捨てはやめましょう。

Smokin' Clean

たばこは村内で買いましょう。



戸籍の話

我々は、誰でも特定の人の間に親子とか夫婦とかの、一定の親族関係に立っております。この親子、夫及び妻というような人の地位を身分というのでありますが、法律上この身分に伴って生ずる権利義務というものは、汎山あります。

例えば、民法によれば、満二十才に達しない子は、父母の親権に服し、親権者は子の監護及び教育をする権利義務を有することになっております。又、人が死亡すれば、その遺産については、死亡者の子や配偶者等が相続人としてその権利義務を承継することとなっております。したがって子の親権者が誰であるかを明らかにするためには、その子の父母が誰であるかが明らかにされなければなりません。

人の身分関係を明らかにすることは、我々の法律上生活にとって必要欠くべからざるものであります。

そこで、この必要に応じて人の身分関係を登録してこれを公証する制度として設けられたものが戸籍制度であります。婚姻や養子縁組は、事実上夫婦となり親子となるだけでは勿論、結婚式や縁組の

式を挙げても法律上の夫婦や親子となりません。戸籍事務の管掌者たる町村長に婚姻の届出や養子縁組の届出をすることによって法律上の夫婦や親子となるのであります。即ちこの場合には、身分の変動が戸籍制度上の届出と結合されているわけでありまして。

戸籍制度の中心をなすものが戸籍でありまして、これに人の身分に関する事項が記載されているのであります。戸籍は、本籍地の町村役場で夫婦及びこれに氏を同じくする子ごとに編制され、戸籍をつづつて戸籍簿として保管されております。

本籍というものは、人の戸籍上の所在場所でありまして、必ずしも住所と一致するものではありません。日本の領域内であれば、どの場所にも本籍を定めることができます。すし、何時いかなる場所に本籍を移すことも自由であります。本籍は、筆頭者の氏名とともに戸籍を表示する符号でありまして、日本人は必ず日本国内の何処か一個所に本籍を有すべきでありますから、我々は各自正しい本籍を知っておく必要があります。

氏というものは、民法によれば夫婦は、必ず夫か妻の氏を称しなければなりませんし、夫婦間に生まれた子は父母の氏を称し、夫婦間でない子は母の氏を称し、養子は養親の氏を称することになってお

りますから、これ等の人々によって戸籍が編制されるわけでありまして。

例えば子が婚姻すれば、父母の戸籍から除かれてその夫婦だけの新戸籍が編制されるのですが、親子であることに基く権利義務には変わりはありません。次に戸籍に氏名を記載する順序であります。第一に夫婦が夫の氏を称するとき、第二に配偶者、第三に子を出生の前後によって記載することになっております。もっとも戸籍を編制した後にその戸籍に入る者については、戸籍の末尾に記載されます。

入籍とは、例えば子の出生の場合のように、それまで当該戸籍に記載されていなかった者があらたにその戸籍に記載されるようになることをいいます。除籍とは、例えば人の死亡の場合のように、当該戸籍から記載が除かれることをいいます。その外にも除籍の例はいろいろありまして、人が他の戸籍に入籍する場合、出生の場合以外は、必ず従前の戸籍から除籍されることにな

ります。復籍とは、入籍の一種でありまして、入籍する以前記載されていたことがあるために、特に復籍と呼ばれるのであります。その例としては、婚姻や養子縁組によって氏を改めた者が離婚や離縁によ

って婚姻や縁組前の氏に復して婚姻や縁組前の戸籍に入籍する場合等があります。

分籍とは、氏の変動を伴わず婚姻にもよらないで従前の戸籍から除籍して新戸籍を編制することをいいます。成年に達した後は何時でも分籍することができます。しかし分籍によってその人の権利義務に变りないことはいうまでもありません。

転籍とは、本籍の所在を変更することをいいます。筆頭者及びその配偶者によってされるのであります。何事でも又、何人の同意や許可を要しないことができます。日本の領域内であれば何処にでも転籍することができます。

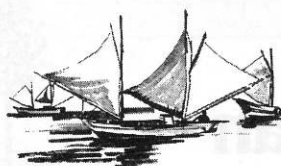
戸籍の届出は子供が生れたときは、父又は母から十四日以内に出生届をしなければならず、又、人が死亡したときは同居の親族から七日以内に死亡届をしなければなりません。出生や死亡は、人の一生の始期と終期であって戸籍上明確にすべき重要な事項であり、これにはその外、裁判又は遺言による認知、裁判上の離縁、裁判上の

離婚、後見の開始、終了等があります。これに反し、婚姻や離婚は、結婚式を挙げて同棲し又は別れ話がまとまって別居しても、それだけでは法律上正式な婚姻や離婚と認められません。婚姻届や離婚届

を町村役場に出し、これが受理されたときにはじめて法律上婚姻や離婚が成立することになっております。

戸籍の届出は、原則として本籍地又は所在地の町村役場にすればよいことになっております。寄りの町村役場に行き、戸籍係の窓口で届書用紙の交付を受け、わからないところはよく係員にたずねて、届出をすれば間違いありません。

函館地方事務局南茅部出張所
登記官 三上芳郎



北方領土をみんなの力で

返還させよう!!

我国固有の領土である北方領土の、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の祖国復帰の実現を図ることは、道民多年の宿願であり、道なり、村、各関係機関が一体となって、次のとおり昭和五十二年「北方領土返還要求運動強調月間」を実施致しますのでご協力下さいます様お願い致します。

一、月間目標

- (一)各種行事の開催と積極的参加。
- (二)北方領土問題の職場と家庭での学習。
- (三)北方領土返還要求署名活動の推進。

二、運動期間

昭和五十二年八月一日から昭和五十二年八月三十一日まで。

三、実施主体

北海道・市町村
特殊法人北方領土問題対策協会・社団法人北方領土復帰期成同盟・社団法人千島齒舞諸島居住者連盟・各種関係団体。

北方地域元居住者

動態調査にご協力下さい。

道は、昭和四十九年度に北方地域元居住者の引揚げから現在(昭和四十九年八月一日)までの間ににおける世帯構成などの実態を調査して、住民台帳を作成しました。

その後の変動状況については、毎年調査を行い住民台帳の補完整備を図っております。

本年度も調査を実施しますので、ご協力をお願い致します。

(領土復帰北方漁業対策本部)

8月は北方領土復帰運動強調月間

○各地区の啓発運動には積極的に参加しよう。

○道民の声をひとつに国民世論を盛り上げよう。



村選管より 参議員通常選挙を 終えて

去る七月十日の参議院議員通常選挙の投票率は、七〇・二八％に終了しました。昭和四十九年七月の参議院通常選挙では七七・一七％という全道平均と渡島管内平均より高い投票率を占めました。が今回の全道平均投票率七三・六％渡島管内平均投票率七一・九％を下廻る結果となりました。

この原因は、天候の関係なのでしようか、それとも自分の一票でどうこうなるわけではないということでしょうか。

国民の権利として皆さん一人一人に与えられた、大切な一票を無駄にすることなく、国政に参加する機会だけは棄権しないで、鹿部村民の政治に対する関心の高さを示していただきたいと思ひます。

また、選挙権のことですが、転入をしその地域の住民となった場合は、転入した日から十四日以内に転入した市町村に届け出るよう住民基本台帳法によって定められています。

しかし、鹿部村から転出し相当経過をしても届けてない人もおります。住所は自分の住んでいるところに定め、早目に届けるよう心がけましょう。

人権・法律相談は気軽に お出下さい

人権擁護委員 立部誠一(鹿部)
同 川村太一(本別)

私達の住んでいる鹿部村は、豊かな自然に恵まれた環境につ、まれ魅力ある村づくりに数多くの仕事の計画をたて、行なっておりますが、一方では皆さんからも学校の建設、会館の建設、道路の改良舗装、公園、遊び場の設置、船揚場の新設や改良などたくさん要望も多く聞かされております。

村ではできるだけ皆さんの要望に応ずるよう努力をしておりますが、それにはお金が必要です。

このようなお金を「財源」といいます。

仕事に必要な財源をどのような方法で誰から集め、どのような目

的で使うかを考えるのを「財政」といいます。

したがって、毎年計画的に実施する事業について財政計画をたてていかなければならないわけです。

これは皆さんの家計と同じように、働いて得た収入と、買ったものの、支払のバランスを考え運営することは当然のことと思います。

村では、行政の基本的な事である住民福祉対策をするための一般会計と、他の医療保険に加入していない大多数の村民医療対策をまかなうための国民健康保険事業勘定特別会計、又私達の生活になく

てはならない水を確保するための水道事業会計と、更には産業および観光の一環としてのミンク飼育事業特別会計からなっております。一般会計を除く他の特別会計はそれぞれの目的のために自己の収入によって自己の支出をすると言

う独立採算の会計であります。私達の住んでいる鹿部村も地方公共団体で、地域住民の福祉向上を目的に運営しており、全国の都道府県および市町村も同じ目的で運営しております。

そこで国の動きは、村にとって密接な関係にあり切り離して考えることはできません。

特に国と地方公共団体は、それぞれの機能に基づき分担した仕事をし、皆さんの福祉向上を図っているのです。

昭和四十八年の石油ショックがもたらした、日本の経済は高度成長時代から一転して不況におちいり、同時に地方公共団体も大きな影響を受け、新聞、テレビ等地方財政の危機という言葉は、毎日のように聞かされております。

国としてもこのような異状事態に対し、色々な対策を行なっているところですが依然としてきびしいところであります。

鹿部村だけでなく何しこの町や

村の財政も国全体の経済動向や財政対策に左右される要素がたくさんあります。即ち国と地方公共団体の税の配分は、七割が国税で三割が地方税からなっておりますので、常に国の施策を充分認識して行政運営をしていかなければならないことになりす。

村の財政は税の三割だけでは到底まかないきれず、一度国に納めた国税の内から、一定水準の行政を運営していくために、地方公共団体に対し人口、面積、学校数、児童生徒数、道路の延長や面積を計算して交付される地方交付税と、特定の事業に対して交付される補

助金があります。しかし補助金には一定の基準があり、その基準に当はまらない場合は村の負担という問題も生まれ

てきます。いづれにいたしましても国、地方公共団体は、漁業者、水産加工業者、商業者、賃金労働者やサラリーマン全住民の生活の向上を図ることが最大の目標であり、その源泉である財政の健全化が第一であります。

村としても今日のような不況の中で限られた財源を最大限に生かすために、村として行なう事業の見直しをし、計画をもって推進し

みんなで村の会所を考えてみよう

昭和52年度における財源

| 項目 | 主な | 言 | 用 |
|-------|---------------------------------|---|---|
| 税等 | 村民税、固定資産税等の税、及び地方交付税 | | |
| 補助金 | 国や道からの特定事業に伴う補助金 | | |
| 地方債 | 特定事業を施行するための国や道、その他民間金融機関に対する借金 | | |
| その他特定 | 集会所等の使用料、手数料、その他物品等の売払 | | |

昭和51年度における事業財源充当（実績）

| | | |
|----|---------------|---------------|
| 例1 | 公民館建設事業 | 254,470千円 |
| | 補助金 92,700千円 | 地方債 110,000千円 |
| | | 税等 71,770千円 |
| 例2 | 鹿部川河川改良事業 | 6,416千円 |
| | 補助金 2,283千円 | 地方債 3,500千円 |
| | | 税等 1,133千円 |
| 例3 | 船揚場改良事業（1ヶ所分） | 1,553千円 |
| | | 税等 1,133千円 |

○ このように、事業施行をするための必要な財源は、国や道からの補助金と地方債（借金）及び税等によって支払われております。尚、地方債の償還は年次計画により税等によって、まかなわれております。

ていかなければなりません。

直接皆さんの収入などに結びつく事業は皆さんの手でやっていかねばならない現況にた、されておりますことを充分ご理解いたゞきたいわけです。

現在村の会計ではミンク飼育事業特別会計を除き他の会計は赤字や非常事態となっております。

ミンク飼育事業特別会計も海洋法二百海里問題等により飼料の高騰による影響を受け、棄観は許されない現況であります。

国民健康保険事業勘定特別会計は、今年四月から税の最高限度額が一七〇千円に改正されてもおぼつかない現況であります。

医療費が支払われ、皆さんに負担していたゞく会計です。

日頃の健康管理や早期治療につとめるようお願いいたします。

又水道事業会計についても資材や経費の高騰により赤字を生じております。

一般会計においても、昨年村の総合計画ができあがりましたが、この事業を執行するには、相当の財源を必要とします。村では皆さんにできるだけ還元する財源を生みだそうと、経費の節約にも努力をいたしております。

また公共料金の見直しをし、行政サービスの中で公の施設を利用する場合住民負担の公平の原則か

ら適正な料金をいたゞき平等に還元していかなければなりません。

それには、公営住宅使用料、家賃、水道料、施設の使用料や諸証明などの手数料を改正しなければならぬ現況にせまられています。

毎年実施計画に基づき一歩一歩あゆむために皆さんの要望について、現況を充分認識され、村民各位のご理解とご協力をお願いします。



正しい花火の遊び方

花火は夏の風物詩として私たちにたのしませてくれますが、この花火もその使用をまちがえると、

火災や爆発による事故を起します。花火遊びをたのしいものにするため、次のことに注意しましょう。

▽花火は大人と一緒にやることを習慣づけ、バケツに水を用意して、燃えながら完全に火を消しましょう。

▽一度に沢山の花火に火をつけないようにしましょう。

▽花火を人や家に向けたり、燃えやすい物のそばでは遊ばないようにしましょう。

▽風の強い時は花火遊びは絶対にやめましょう。

▽吹き出し、打上げなど筒物花火は途中で火が消えても筒の中をのぞいたりしないようにしましょう。

▽花火に書いてある遊び方を良く読んで必ず守りましょう。

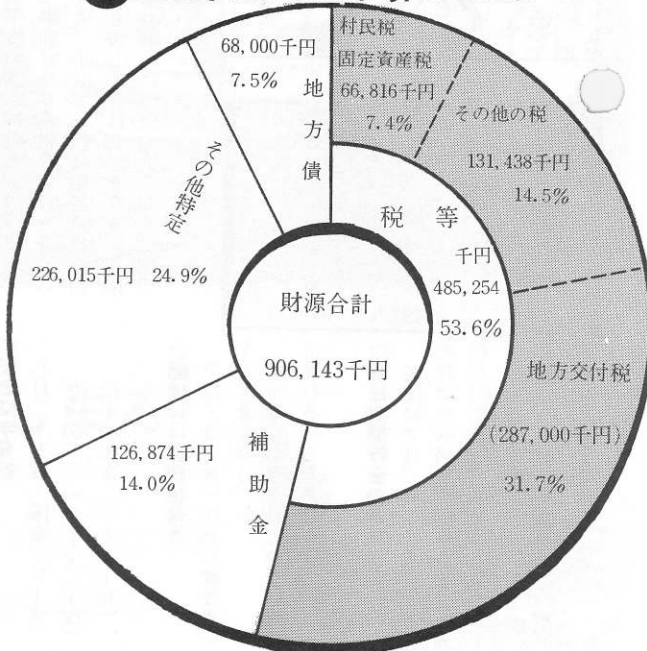
▽花火をボケツトに入れないようにしましょう。

渡島東部消防事務組合

鹿部消防支署



52年度当初予算の財源



国保財政はピンチです

医療費の節約にご協力を!

健康で文化的生活を営むため、住民の方々が日頃から保険税を出し合
い、これに国も財政負担して、病気になるまで多額の出費の困難をできる
だけ少なくするという趣旨で発足した社会保険制度です。

近年医学の進歩等により、医療費は増大するばかりで、どこの国保会
計も台所は火の車です。

当村においてもここ数年医療費が増大していることは事実で、51年度
においても二億五千七百九十九万(前年対比百十六・二パーセント)円
となっており、一人当りの医療費をみても、七万八千八百九十九円と渡島管
内において函館市を除き三番目にランクされています。

これら医療費が増大することは結果的に皆さんの負担する保険税にハ
ネ返ってくるわけです。

これらを抑えるためには、医療費の節約をするよりほかはありません
それには、早期発見、早期受診を心がけ、定期的検診が必要です。長期
入院、長期治療により仕事も出来なくなり、出費が重なり又逆に収入の
減収にもつながります。増えるのは医療費だけというような悪循環をし
ないようそれぞれが自覚し、少しでも医療費の出費をなくするようご協
力願います。

!!医療費の支払いに ついてあなたは、 勘違をしませんか!!

国保で病院にかかった場合、三
割分だけ支払い残りはタダと思っ
ていませんか。これは大きなまち
がいです。三割分の他に皆さんが
納めている保険税二・五割残りは
国が四・五割負担して成りたつて
います。従って五・五割は皆さん
が負担していることとなりますが、
医療費が増大するにつれ結局は皆
さんの負担割合が増えるというこ
とになりますので充分御承願い
ます。

保険税の完納に ご協力願います。

医療費の支出が増加するなかで、
頼みの収入源である保険税は五十
一年度決算において未収分(滞納
分)が一千五百九十六万円もの大
台となりました。

これは村が医療機関に支払う一
ヶ月分の医療費に相当する額であ
り、この様な多額の滞納により、
国保財政が圧迫され、毎月の医療
費は一般会計からの運用金や、一
時借入金でなんとかやりくりして
います。

保険税の納入が国の規定された
パーセントより下まわった場合、
次年度の国庫補助金がカットとい
う事態になり非常な打撃を受け
ます。インフレの最中各家庭の台
所も苦しいとは在りますが、保険
税の納入についてよろしくご協力
願います。

美藤工一家の道



村の人口

(52,630現在)

()は前月比です。

| | | |
|-----|---------|------|
| 世帯数 | 1,194世帯 | (+1) |
| 総人口 | 4,949人 | (+6) |
| 男 | 2,456人 | (+5) |
| 女 | 2,493人 | (+1) |

◎福祉定期貯金のお知らせ

郵便局では、利子の高い福祉定期貯金を取扱っております。一人百万円まで、取扱は本年中(十二月末日まで)です。

詳しいことは郵便局の窓口か、電話でお尋ね下さい。

◎郵便には郵便番号を

手紙・はがき・小包に郵便番号を書きましょう。郵便番号が書かれていない場合は遅れることがあります。

◎記念切手発行

八月二十五日 国宝シリーズ
寒山図 (シート二十枚)
松本城天守 (シート十枚)

郵便局だより



看護婦さんが不足しています



潜在看護婦講習会でもう一度職場に復帰しませんか